

(宛先) 流山市長

施設等利用費請求書

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、流山市内に居住していることを流山市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを流山市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払状況を流山市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を流山市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄		生年月日	年 月 日
氏 名	※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です			現住所	電話：

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

法第30条の4の認定種別	☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号				
認定番号					
生年月日	年 月 日	フリガナ			
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		氏 名			
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した					
上記で転入又は転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日		

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部又は認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業（以下「認可外保育施設等」という。）について記入（在籍している施設が無い場合は記入不要）

フリガナ		所在地	〒		
施設名称		(市外の場合のみ記入)	電話：		
年 月 日～ 年 月 日の間の在籍状況		☐ 期間中在籍 ☐ 途中入園した ☐ 途中退園した			
上記で、途中入園又は途中退園に該当した場合はその年月日を記入			年 月 日		

4. 施設等利用費請求額

円

5. 施設等利用費の振込先を記入して下さい(請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、委任状を提出してください。)

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座					
銀行・信用金庫	支店	口座番号					
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)					

添付書類

- (1) 特定子ども・子育て支援提供証明書
- (2) 領収証（口座振替の場合は、通帳コピー等の支払金額の確認できる書類でもよい。）
- (3) 次に掲げる場合に応じた別紙1～3
 - ア 預かり保育事業の利用費の償還を受ける場合：別紙1
 - イ 認可外保育施設等の利用費の償還を受ける場合：別紙2
 - ウ 幼稚園、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部の利用費の償還を受ける場合：別紙3

別紙 1

1. 申請期間内に利用した認可外保育施設等を記入（複数記入可）

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部に在籍する場合で、在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還を受けることができる場合（※1）、以下に利用した施設を記入。①～③に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

①	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額
②	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額
③	フリガナ		所在地	〒
	施設・事業名			電話：
	契約している利用料※2	□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額

- ※1 「在籍園の預かり保育事業以外に認可外保育施設等の利用費の償還を受けることができる場合」とは、在籍園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみです。
- ※2 該当箇所にはレを記入し金額を記入してください。利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で割り、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。

2. 在籍園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用(※1参照)における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3	請求額 ※4 (「c+d」が月額上限額の低い方を記入)
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (450×利用日数)	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

- ※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、※2に該当する施設に在籍する場合のみ記入が可能です。
- ※4 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。